

平塚市民憲章

制 定 昭和 57 年 4 月 1 日

(前 文)

わたくしたちのまちは、東海道五十三次の一つの宿場として古く知られていましたが、国鉄が開通してから農・漁・商業に工業が加わり、近代的な都市となりました。不幸にして関東大震災と第二次大戦によって打撃を受けましたが、雄々しく立ち直り、今や湘南屈指の都市として発展を続けております。

北に丹沢、西に富士を仰ぎ、南は相模灘に臨み、おだやかな四季、豊かな水など自然の環境にめぐまれています。

このまちを一層住み心地のよい都市に成長させることがわたくしたちの責任です。市制 50 周年にあたり、わたくしたち平塚市民の生活指標として、ここに市民憲章を制定します。

(主 文)

- 1 わたくしたちは、自然を愛し、秩序をまもり、うるおいのある心を育てます。
- 1 わたくしたちは、心身を鍛え、仕事に励み、明るい家庭をきずきます。
- 1 わたくしたちは、地域の行事にすすんで参加し、友愛の輪を広げます。
- 1 わたくしたちは、心を合わせ、安全なまち、豊かなまちをつくります。
- 1 わたくしたちは、教養を高め、文化をはぐくみ、世界に目を開きます。

平 塚 市 民 憲 章

平塚市民憲章は、昭和 57 年 4 月 1 日、市制施行 50 周年を記念し制定した。市民憲章の普及、啓発に当たっては、憲章額の掲出、憲章板の設置、発行印刷物への掲載等を行っている。

#####

凡 例

- 編成は9編成とし、章は行政主管課別によったが、特別なものは個々にまとめ1章とした。
- 各章のタイトルの右に該当課を表示し、利便を図った。
なお、該当課名は令和2年3月31日現在としている。
- 内容は、原則として令和元年度の実績を取りまとめたもの、又は令和2年3月31日現在のものである。また、年度とあるものは会計年度間（4月から翌年3月まで）、年とあるものは暦年間（1月から12月まで）を表しており、それぞれ「令和元年度」及び「令和元年（平成31年）」と表記している。
- 別途日付を表記しているものは、その時点のものである。
- 令和元年度の実績については、決算見込みの数値であるので、決算時の数値と若干相違することもある。

#####

目 次

市 勢	地勢、人口	1	
第1編 総 務			
第1章	企 画	総合計画・企画調整、行財政改革の推進、自治基本条例の普及・啓発、行政管理、統計	3
第2章	秘書・広報・広聴・シティプロモーション	秘書、広報、広聴、シティプロモーション	11
第3章	財 政	財政	17
第4章	市 税		24
第5章	財 産 管 理	市有財産、車両管理、市庁舎	33
第6章	出 納 ・ 物 品	出納の概況、物品購入及び契約	38
第7章	工 事 検 査		39
第8章	人 事 ・ 福 利 厚 生	職員の定数、職員研修、福利厚生	40
第9章	情 報 政 策		44
第10章	情報公開・個人情報保護	情報公開、個人情報保護	46
第2編 民 生			
第1章	市 民 窓 口	戸籍・住民基本台帳・窓口業務、市民窓口センター、平塚市聖苑	48
第2章	市 民 生 活	地域組織、コミュニティづくり、平和推進事業、消費者行政、市民相談、市民活動、パブリックコメント手続実施状況	52
第3章	青 少 年 政 策	青少年行政の総合調整、青少年育成地域活動、青少年団体の育成、青少年育成の催事、非行化防止活動の推進、青少年会館、びわ青少年の家、子ども家、青少年広場、青少年国際交流事業、放課後児童健全育成事業	66
第4章	文 化 行 政	文化振興、市民センター	75
第5章	交 流 親 善	国際交流、友好都市	77
第6章	人権・男女共同参画	人権、男女共同参画	80
第7章	防 災	地震対策、風水害対策、自主防災組織、総合防災訓練、平塚市地域防災計画、平塚市国民保護計画、防災行政無線放送	86
第8章	市 民 安 全	交通安全、放置自転車対策事業、防犯	90
第9章	環 境 保 全	環境政策、公害関係届出・立入検査等、大気汚染、水質汚濁、土壌の汚染、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、埋立て等の規制、自然環境	95
第10章	環 境 衛 生	ごみ処理、ごみの減量化・資源化活動、美化運動、し尿処理、公衆便所の維持管理、狂犬病予防事業、猫の不妊手術及び去勢手術補助金制度、地域猫、水道法関連事業	108

第3編 健康福祉

第1章	福祉政策	地域福祉の推進、自殺対策、保健福祉総合相談窓口、生活困窮者自立支援、成年後見制度、民生委員児童委員、社会福祉基金、福祉会館・南部福祉会館・西部福祉会館・七国荘・余熱利用施設、社会福祉法人関係	115
第2章	高齢福祉		129
第3章	障がい福祉	障がい者の現状、補装具及び日常生活用具、自立支援給付・地域生活支援事業・自立支援医療、相談・手当・重度障害者医療費助成、障がい者ワークステーション事業	132
第4章	生活福祉	生活保護、援護対策	138
第5章	児童（母子）福祉		141
第6章	保険年金	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療	149
第7章	健康	保健衛生、保健センターと救急医療体制	157
第8章	介護保険事業		170
第9章	市民病院		179

第4編 経済

第1章	産業推進		181
第2章	農業・畜産業	農業、畜産業、土地基盤整備事業	186
第3章	水産業	水産業、漁港整備、平塚市水産物地方卸売市場	191
第4章	商業観光	商業、計量、観光	194
第5章	工業		204
第6章	労働行政		207
第7章	公営事業	競輪事業	210

第5編 建設

第1章	都市計画	市街化区域及び市街化調整区域、地域地区、都市計画道路、地区計画、市民主体のまちづくり、都市景観、屋外広告物、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議、市民病院行きシャトルバス、バス利用促進	211
第2章	開発指導		223
第3章	建築指導		225
第4章	工事請負契約		227
第5章	都市整備	土地区画整理事業、市街地再開発事業等、住居表示、ツインシティ構想の推進	229
第6章	みどり・公園緑地	みどり、公園緑地	233
第7章	道路・橋りょう	道路、橋りょう、街路樹、駅前広場、国県道推進、	240
第8章	建築	市営住宅、建築	245
第9章	下水道	下水道事業会計、公共下水道の制度、公共下水道の整備、公共下水道の管理、農業集落排水の整備、農業集落排水の管理	248

第10章	河川	河川・排水路	254
第11章	海岸の利用		256
第6編 消 防			
第1章	平塚市消防	消防概要、消防人員構成、機械及び通信施設	257
第2章	予防	予防、危険物、査察	264
第3章	警防	出場態勢、火災概況、救急概況	272
第7編 教 育			
第1章	教育行政		276
第2章	教育施設	学校教育施設整備	279
第3章	学校教育	学校現況、就学援助、高等学校等修学支援金、幼稚園就園奨励、学校保健、学校給食、学校安全、教育指導、教育会館、教育研究所、子ども教育相談センター	280
第4章	社会教育	社会教育、文化財の保護とふるさと歴史、公民館、スポーツ、図書館、博物館、市史編さん、美術館	304
第8編 議会・行政委員会等			
第1章	市議会	市議会議員、議会予算、組織、議会運営、議会広報、議場	332
第2章	選挙管理委員会		339
第3章	監査委員		340
第4章	公平委員会		342
第5章	農業委員会	組織と運営、農業委員会の事務	343
第6章	固定資産 評価審査委員会		347
第9編 公益法人等			
第1章	平塚市土地開発公社		348
第2章	公益財団法人平塚市まちづくり財団		349
第3章	公益財団法人平塚市生きがい事業団		353
第4章	社会福祉法人平塚市社会福祉協議会		356
○ 平塚市プレミアム付商品券			359
○ 公共施設の概要			360
○ 平塚市の行政機構図			386

市

勢

市勢

企画政策課、行政総務課、まちづくり政策課

第1節 地勢

本市は、首都 50 キロ圏にあたる神奈川県ほぼ中央南部に位置する商・工・農業の均衡のとれた複合都市で、東京から東海道本線を西下し約1時間のところに位置する。東方は、相模川をへだて茅ヶ崎市・寒川町に、北方は、厚木市・伊勢原市・秦野市の各市に、西方は、中井町・二宮町、金目川をはさんで大磯町に隣接している。

市域は、相模平野の南部に位置し、約4キロメートルの海岸線から西北に広がる扇型をなしている。地形は、相模川と金目川の下流域に発達した平野とそれを取り囲む台地及び丘陵からなっている。背後に丹沢大山山麓を控え、富士箱根連山を遠望する四季温かな気候に恵まれた住みよい土地である。

- 1 市域面積 67.88 平方キロメートル
- 2 位 置 東端……東経 139 度 22 分 32 秒 南端……北緯 35 度 18 分 44 秒
西端……東経 139 度 14 分 20 秒 北端……北緯 35 度 24 分 14 秒
- 3 距 離 東西 約 12.45 キロメートル 南北 約 10.20 キロメートル
- 4 市域の変せん

昭和7年4月市制が施行された当時の市域の面積は、10.50 平方キロメートルであったが、その後、昭和29年7月15日に中郡旭村を、昭和31年9月30日に中郡大野町（豊田村を含む）・神田村・城島村・岡崎村の一部・金田村・土沢村を、昭和32年10月1日に中郡金目村を合併し、現在の市域となっている。

- 5 土地利用状況（都市計画）

平成 28. 11. 1 告示

区域区分	用途地域	面積 (ha)	割合	
			対市街化区域	対市全域
市街化区域	第一種低層住居専用地域	363	11.5	—
	第二種低層住居専用地域	0.7	0.0	—
	第一種中高層住居専用地域	911	28.9	—
	第二種中高層住居専用地域	24	0.8	—
	第一種住居地域	792	25.1	—
	第二種住居地域	5.5	0.2	—
	準住居地域	7.7	0.2	—
	近隣商業地域	188	6.0	—
	商業地域	90	2.9	—
	準工業地域	316	10.0	—
	工業地域	138	4.4	—
	工業専用地域	316	10.0	—
	計		3,152	100.0 %
市街化調整区域	用途地域の指定のない区域	3,636	—	53.6 %
合 計		6,788	—	100.0 %

第2節 人口

1 人口の推移

年	世帯数	人 口			人口密度 1km ² 当たり	世帯当 たりの人数
		計	男	女		
17	99,785	258,958	132,156	126,802	3,819	2.60
22	104,369	260,780	132,048	128,732	3,846	2.50
27	107,397	258,227	129,456	128,771	3,808	2.40
29	109,938	258,439	129,635	128,804	3,811	2.35
30	110,984	258,004	129,298	128,706	3,804	2.32
元(31)	112,230	257,729	128,989	128,740	3,800	2.30

注：17、22、27年は国勢調査結果であり、29、30、元（31）年は推計人口である。

平成22年までの人口密度は総務省統計局が推計した面積（67.80km²）で算出し、平成27年からは「全国都道府県市区町村別面積調」による参考値の面積（67.82km²）で算出している。

各年10月1日現在

2 人口移動

年	自然動態			社会動態			増加人口	人 口 増 加 率%
	出 生	死 亡	増 減	転 入	転 出	増 減		
30年中	1,636	2,591	△955	9,398	8,945	453	△502	△0.19
元年(31年)中	1,604	2,685	△1,081	9,409	8,494	915	△166	△0.06

注：人口増加率は、その年中の増加人口をその年1月1日現在の推計人口で除して算出したものである。

3 労働人口（就業状況）

区 分	22年	27年	備 考
15歳以上人口	226,177	224,773	
生産年齢人口	171,018	158,317	15歳～64歳
労働力人口	133,445	118,179	就業者＋完全失業者 $\left[\frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口}} \times 100 \right]$
（労働力率）	(59.0)	(52.6)	
就業者	123,967	113,196	$\left[\frac{\text{就業者}}{\text{15歳以上人口}} \times 100 \right]$
（就業者率）	(54.8)	(50.4)	
第1次産業	2,066 (1.7)	1,720 (1.6)	（ ）内は構成比%
第2次産業	36,317 (30.7)	30,462 (28.8)	
第3次産業	79,736 (67.5)	73,727 (69.6)	

注：就業者には分類不能の産業も含む。

国勢調査結果

第1編 総務

企画

秘書・広報・広聴・シティプロモーション

財政

市税

財産管理

出納・物品

工事検査

人事・福利厚生

情報政策

情報公開・個人情報保護

第1章 企画

企画政策課、資産経営課

オリンピック・パラリンピック推進課、行政総務課

第1節 総合計画・企画調整

少子高齢化の進展、人口減少社会への移行、ライフスタイルの多様化、防災・安全意識の高まり、グローバル社会の進展、環境・資源エネルギー問題の顕在化など大きな時代の変革の中で、行政に対する市民ニーズも多様化、高度化し、行政の担う役割はますます大きくなっている。また、地方分権の流れが一段と進む中で、住民に最も身近な自治体として、創意と工夫を活かしたまちづくりを進めることが必要である。一方、日本経済の動向を見ると、国の経済政策により緩やかな回復が続いており、長年続くデフレ脱却に向け前進が見込まれるものの、まだ課題が残されているなど、国の財政も地方財政もこれまでと同様に厳しい状況である。

これら山積する行政課題に対し、効率的な取組を行うためには、確かな指針とそれを支える具体的計画により、市民と一体となって行政運営に努めていくことが必要であり、計画の円滑な推進を図るためには、総合的な企画・調整の役割がより重要となっている。

1 総合計画の推進

(1) 経過

ア 新市建設計画（昭和36年3月決定）

計画期間（昭和35年度～昭和44年度、10年）

イ 平塚市総合開発計画（昭和45年2月決定）

計画期間（昭和45年～昭和64年、20年）

ウ 第二次平塚市総合開発計画（昭和55年1月決定）

計画期間（昭和55年～昭和69年、15年）

エ 新平塚市総合計画（昭和63年2月決定）

計画期間（昭和63年～平成22年、23年）

オ 平塚市総合計画（平成19年6月決定）

計画期間（平成19年度～平成28年度、10年）

カ 平塚市総合計画 ～ひらつかNEXT～（平成28年2月策定）

本市の市政運営を総合的、計画的に進めるための基本となる計画であり、市民と市が共通の理念を持ち、まちづくりの推進を図っていくものとして、また、「人口減少（から生じる）問題の克服」と「地域経済活性化」を目的とし、国から策定を求められた「地方版総合戦略」と一体的に策定した。

基本計画 平成28年度～令和5年度 8年間

実施計画 令和2年度～令和4年度 3年間（3年間を見据えながら、毎年度見直し）

なお、次の分野別施策と重点施策を推進することで、自治基本条例で定めた「まちづくりの指針」を実現することとしている。

<分野別施策>

- ・本市の市政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となるもの
 - 「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」
 - 「安心して暮らせる支え合いのまちづくり」
 - 「自然と人が共生するまちづくり」
 - 「活力とにぎわいのあるまちづくり」

<重点施策>

- ・分野別施策の中から本市が抱える重点課題を踏まえて取り組むもの
 - 「強みを活かしたしごとづくり」
 - 「子どもを産み育てやすい環境づくり」
 - 「いくつになってもいきいきと暮らすまちづくり」
 - 「安心・安全に暮らせるまちづくり」

(2) 進行管理

総合計画の適正な推進を図るため、財務会計システムと連携した行政評価システムによる進行管理を行っている。

令和元年度は、平成 30 年度に事業計画のあった実施計画事業について、同システムを活用して進行管理を行った。

2 政策決定・調整機能

市行政の重要な運営方針、施策等を審議するために庁議を開催している。また、市行政の円滑な運営を図るため、部長会議、課長会議及び庁議に付議すべき事案を必要に応じて事前に関係部課長で検討する調整会議を開催するとともに、庁内調整の必要な案件について、関係部課での調整を行っている。

3 広域行政の推進

(1) 3市3町広域行政推進協議会

平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町及び中井町が相互に連絡協調と融和を図るとともに、行政上の諸施策の共同化を推進し、もってこの地域の一体的な発展を図る目的で組織されている。

事業としては、広域行政上の課題の解決に向けた取り組みを県に要望し、職員を対象にした研修会などを行っている。

(2) 平塚市・茅ヶ崎市広域連携推進協議会

相模川と湘南海岸の恵まれた自然環境を共有する両市の広域連携を推進することにより、両市の活発な交流と市民サービスの向上を図る目的で組織されている。

事業としては、市民交流、職員交流、防災に係る連携、その他の事業を推進し、広域連携を図っている。

4 大学交流の推進

東海大学との交流事業は昭和61年4月、神奈川大学との交流事業は平成3年4月から開始し、大学からの審議会・研修会への人材派遣、地域行事への参加、実習生の受け入れ、施設利用の協力等を行っている。

市民・大学交流事業は、平塚市民・大学交流委員会により、文化・生涯学習、スポーツ、福祉、環境、観光の各分野において令和元年度は17事業が実施された。

5 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた取組

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、平成28年1月にリトアニア共和国のホストタウンとして国から登録を受けた後、同年10月には同国オリンピック委員会と、平成30年5月にはパラリンピック委員会と事前キャンプ実施に関する基本協定を締結した。令和元年12月には、同国の共生社会ホストタウンとして登録された。

2020年の本大会に向けて、令和元年5月にパラリンピック委員会が陸上競技のテストキャンプを行い、同年8月にオリンピック委員会が、自転車競技（トラック）のテストキャンプを行った。キャンプ期間中には、オリンピック等トップアスリートによる自転車教室や学校訪問、文化体験等を通じて、市民との交流を図った。

ホストタウンの交流事業として、カウナス市の教育関係団体や小学生の受入を行ったほか、本市からは、相州ひらつか七夕太鼓保存会をリトアニアに派遣してアリートゥス市、カウナス市で公演を行った。さらに市内飲食店や商業施設等の協力を得て、同国の飲食や文化を市民に知ってもらうイベント「リトアニアフェア」を開催した。

また、共生社会実現に向けた取組として、企業や関係団体と連携し、令和元年7月及び令和2年2月にパラスポーツ講演会を、令和元年10月にはブラインドサッカー体験会を開催した。

6 職員提案・業務改善報告制度の推進

この制度は、職員の意識改革及び組織の活性化を図り、もって行政運営の効率化及び市民サービスの一層の向上に寄与することを目的としており、職員提案は、自己の所属する課又は自己の所属する課のみでは実施できない新たな事業及び自己の所属する課以外の課に関わる業務の改善の提案を、業務改善報告は、自己の所属する課に関わる業務の改善報告を対象としている。

令和元年度は、職員提案（アイデア提案）の募集を約3か月間、職員提案（事務提案）の募集を約2か月間、業務改善報告の募集を約4か月間に渡り実施し、職員提案48件、業務改善報告295件が提出された。その中から、職員提案12件、業務改善報告10件を表彰した。また、業務改善報告が最多の課を奨励賞として表彰した。評価の高かった主な職員提案・業務改善報告として、次のものがあつた。

○アイデア提案 1級 「防災アメちゃんの販売」

○業務改善報告 改善1級 「赤ちゃんを救え！クラウドファンディングで財源確保」

第2節 行財政改革の推進

本市の行財政改革は、これまで第1次（昭和61年から昭和63年まで）から、第6次（平成20年度から平成27年度まで）に渡り取組を進めてきた。第6次では「平塚市行政改革大綱」や「平塚市行財政改革実施計画（ひらつか協働経営プラン）」を策定し、「協働」と「経営」の視点から127事業に取り組み、市民と行政が連携・協力しながらまちづくりを進めた。

主な取組としては、特別職給与や職員手当の見直しによる歳出削減、市税収納率向上やネーミングライツ制度の導入による歳入確保策を推進し、約116億円の財政健全化に資する効果があった。

こうした行財政改革に係る取組は、市長を本部長とする「平塚市行財政改革推進本部」において進行管理し、取組成果については「広報ひらつか」や市のホームページ等を通じて公表し、行財政改革に係る取組について透明性を確保した。

第7次行財政改革である「平塚市行財政改革計画(2016-2019)」では、「民間活力の積極的活用による効率化」と「公共施設の総量縮減による持続的管理」を優先課題に掲げ、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化などに対応するとともに、効率的・効果的で成果を重視した行政運営を展開することとしている。行財政改革の目的である、より質の高い行政サービスをより低いコストで提供し、健全な行財政運営を図るため、令和元年度は、民間活力活用事業や公共施設総合的管理事業など25事業に取り組んだ。

また、社会経済情勢の変化による影響等を反映させるとともに、「平塚市総合計画～ひらつかNEXT～改訂基本計画」の方針を踏まえ、第7次行財政改革の第2期目の計画として、「平塚市行財政改革計画(2020-2023)」を令和2年2月に策定した。本計画は、第1期目の「平塚市行財政改革計画(2016-2019)」の基本的な考え方を継承し、優先課題についても継続して取組を進めることとした。

1 行政運営の見直し

民間活力活用事業では、「民間活力の活用に係る具体的業務の取組方針について」において、民間活力を活用する方向性とした業務等について導入に向けた取組を進め、「市民課窓口業務」、「保険年金課窓口業務」、「学校給食単独調理場業務」等の一部業務を民間へ委託した。

2 資産活用

ネーミングライツ導入推進事業においては、自主財源の確保とともに、市民サービスの向上及び地域の活性化を図るため、提案型ネーミングライツパートナーの随時募集を行った。また、平成26年4月から「トッケイセキュリティ平塚総合体育館」の愛称で導入した平塚総合体育館、「湘南ベルマーレひらつかビーチパーク by shonanzoen」の愛称で導入した湘南ひらつかビーチパークの2件のネーミングライツ契約を更新し、契約期間は令和5年3月までとなった。

令和元年度末におけるネーミングライツ導入施設は11施設となっている。

指定管理者制度の推進では、令和2年4月に指定管理者の更新をするため、平塚市福祉会館、平塚市南部福祉会館、平塚市西部福祉会館・平塚市七国荘の選定を行った。令和元年度末の制度導入施設は34施設となっている。また、指定管理者制度導入施設のモニタリング指針に基づき、全施設を対象とする第一次評価（自己評価）、第二次評価（主管課評価）のほか、現指定期間3年目となる

平塚市余熱利用施設を対象とする第三次評価（外部委員を含む第三者評価）を行った。

第3節 自治基本条例の普及・啓発

地方分権一括法が施行され、地方分権時代が到来し、地方自治体は、国と対等・協力の関係に位置付けられ、住民の意思に基づいた自己決定や自己責任が求められている。また、住民自治の充実が叫ばれる中、住民との新たな協働の仕組みの構築を求められている。このような背景を踏まえ、住民と行政、あるいは議会が適正な役割分担のもと、地域を運営していくための基本的なルールを条例として定めたものが「自治基本条例」である。

平塚市自治基本条例は、平成18年9月平塚市議会定例会で可決され、平成18年10月1日に公布・施行した。

制定された自治基本条例を市民に広く周知するため、「平塚市自治基本条例の手引き」や「子ども版平塚市自治基本条例の手引き」、「ビジュアル版(絵葉書)」を随時配布するとともに、市職員研修などにおいて活用し、普及・啓発を図っている。

第4節 行政管理

1 時代の進展に対応する事務の展開

本市は、それぞれの時代背景の下、自主的・計画的に行政運営の効率化・簡素化に取り組んできた。

しかしながら、急激な少子高齢化の進展や情報化社会への移行等、時代の大きな変化に伴って、行政需要の多様化・高度化は更に進むと想定されている。

加えて地方分権改革が進み、自らの地域のことは自らの責任において決定していくという地域主権の実現に向けて、地域の将来を見据えた自治のしくみづくりに取り組むことが求められるようになり、限られた財源を有効に活用し、ムリ・ムダをなくして効率的な行政運営を図ることによって健全な財政を保ち、将来にわたって持続可能な体制を整える必要がある。

自治基本条例や総合計画の理念に則り、市民の参加・参画による「協働」の自治を推進するために、改めて、市民の暮らしの視点に立って、職務と事務事業の目標を明確にして各部署の連携・調整を密にし、質の高い市民サービスを提供していくことが期待されている。

こうした観点から、組織体制の見直しを進め、令和2年4月21日現在、18部・81課・186担当となっている。

2 文書管理

ファイリング・システムにより、文書を迅速、正確に保管、保存して、いつでも取り出して利用できるように努めている。また、文書事務の効率化及び電子化を進めるため、平成17年度から文書管理システム（文書を電子的に処理するシステム）を稼働した。令和元年度は、文書の電子決裁率が70%を占めた。

庁内の印刷業務は、業務の合理化・効率化のため平成11年10月から民間委託している。平成12

年10月には、従来のオフセット印刷に替えて高速印刷機及び軽印刷機を本格的に導入し、さらに平成22年度から高速印刷機2機体制で作業の効率化を図っている。

浄書状況(委託)		印刷状況		
毛筆		(単位 回転)		
件数	枚数	高速印刷機	軽印刷機	コピー機
202	1,106	7,783,283	2,711,438	3,962,563

印刷用紙等使用状況		
(単位 枚)		
行政総務課用紙(再生紙)	担当課持込用紙	はがき・封筒
4,399,701	897,275	109,506

郵便物等差出状況			
種別	郵便料金等 (単位:円)		県庁便(発送) (単位:件)
	郵便 ※1	メール便	
差出状況	184,761,581	2,282,185	1,224

※1 料金受取人払郵便を含む。

文書保存状況		
(単位 箱)		
東武書庫保存量	廃棄文書	引継ぎ文書
12,493	1,824	1,929

3 条例・規則等の制定

条例、規則その他規程の公布等は、平塚市公告式条例に基づいて市庁舎前の掲示場に掲示して行っているが、令和元年度に制定された条例、規則等の件数は、次のとおりである。

区分	条例	市長規則	市長規程	議会規則等	選挙委規程	監査委規程	農業委規則等	教育委規則等	公平委規則等	固評委規程	消防本部規程	病院規程	計
新設	4	3	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	11
改正	56	64	18	2	0	0	0	14	2	0	4	10	170
廃止	2	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6

また、庁内及び市民の利便を図るため、平成13年8月に、これらの条例、規則等を庁内イント

ラネットで検索・確認できるよう整備し、平成14年6月からインターネットで公開している。

第5節 統計

1 国及び県の統計調査

区分	統計調査名	調査対象	周期	調査目的
国の委託統計調査	学校基本調査 (文部科学省)	全国の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校	毎年	学校数、在学者数、教職員数、卒業後の進路状況、施設、経費などの学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにし、教育行政諸施策の基礎資料を得る。
	工業統計調査 (経済産業省)	日本標準産業分類のうち製造業に属する事業所	毎年※	事業所数、従業員数、製造品出荷額、原材料使用額などを調査し、工業の実態を明らかにするとともに、工業関係諸施策の基礎資料を得る。
	経済センサス-基礎調査 (総務省)	日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所(一部の事業所を除く)	5年ごと	すべての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備する。
	全国家計構造調査 (総務省)	全国から無作為に選定した約 90,000 世帯	5年ごと	家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにする。
	農林業センサス (農林水産省)	一定規模以上の農林産物の生産、又は委託を受けて農林業作業を行う世帯や会社等の組織	5年ごと	農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料を得る。
	経済センサス調査区管理 (総務省)		毎年	調査区を管理し、各種統計調査実施のための基礎資料とする。
県の委託統計調査	神奈川県年齢別人口統計調査	移動人口	毎年	毎年1回人口の年齢構成を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。
	神奈川県人口統計調査	移動世帯及びその構成員	毎年	常住人口に関する基本的状況と毎月の人口移動を明らかにし、各種行政及びその他の事務の処理に資する。

※経済センサス-活動調査を実施する年を除く。

2 刊行物

(1) 人口速報	毎 月	100 部	毎月の人口の増減及び人口移動について、状況を明らかにしたもの。
(2) 平塚市統計書 (第 45 回)	年 1 回	160 部	平塚市の人口、経済、社会及び文化など各分野に渡る基本的資料を収録し、市政の現状及びその推移発展のあとを明らかにしたもの。

第2章 秘書・広報・広聴・シティプロモーション

秘書課、広報課、市民情報・相談課

第1節 秘書

1 名誉市民

本市の産業、経済、文化、その他地方自治の振興に顕著な貢献をされ、広く市民の敬仰の的となっている方に対し、その功績と荣誉をたたえることにより、市民の敬慕の情をあらわすことを目的とし、昭和40年に制定された平塚市名誉市民条例に基づき、名誉市民の称号を贈っている。

これまでに名誉市民の称号を受けられた方

- (1) 河野一郎氏（昭和40年7月27日追贈）
- (2) 比企能達氏（昭和43年12月25日追贈）
- (3) 河野謙三氏（昭和58年9月30日贈）

2 市功労者

昭和27年に制定された平塚市功労者表彰条例に基づき、行政関係者のほか、産業経済、福祉、保健衛生等本市の公共の福祉の増進に尽力された方、また、教育、芸術、科学等本市文化の向上に寄与された方を、市議会の議決を経て、市功労者として表彰している。

令和2年3月31日現在で54人となっている。

第2節 広報

広報は、市民と行政を結ぶコミュニケーションの大きな手段であり、広報紙、インターネット、ケーブルテレビ(CATV)、コミュニティーFM放送など、さまざまなメディアの特長を生かしながら、本市の政策や市民生活に密着した情報を、市民が理解しやすいように発信している。また、日刊紙、テレビ局、ローカル紙などのメディアにも積極的に情報を提供している。

1 出版印刷広報

(1) 広報ひらつか

市政情報やまちの話題などを記事にまとめて発行している。

平成22年4月発行号から、情報をより分かりやすく市民に伝えるため、紙面構成を見直した。超高齢社会に対応するため文字を大きくし、写真などを多用することで、分かりやすい構成とした。併せて、色使いについては、視覚障がい者らに配慮した。また発行日についても、毎月1日・15日から第1金曜日・第3金曜日に変更し、ポスティングによる全戸配布を開始した。さらに、平成23年10月から、第3金曜日号も8ページ化した。

○形式 タブロイド判 第1・第3金曜日号8ページ（全面カラー）

○発行 毎月第1・第3金曜日（令和2年3月第3金曜日号115,199部）

○配布 ポスティングで、発行日を含め3日間で全戸配布。

○経歴 昭和24年10月創刊、平成5年5月から月2回発行、令和2年3月末現在1147号。

○ウェブサイトの活用 平成11年7月15日号から、平塚市ウェブサイトなどで掲載内容を発信。平成25年12月、広報ひらつか1000号発行に合わせて「広報ひらつかデジタルアーカイブ」を公開。これまでの広報紙をデジタル化し、インターネットで閲覧できるようにした。

(2) 点字広報紙

毎月2回発行。「広報ひらつか」のほぼ全文を掲載し、希望する市内の視覚障がい者に郵送している。

○製作 令和2年3月第3金曜日号34部

○経歴 昭和45年4月創刊、令和2年3月末現在920号

(3) 声の広報紙

毎月2回発行。「広報ひらつか」の内容を録音したデジジー・CDを作成し、社会福祉協議会などの協力を得て、令和2年3月第3金曜日号は34部製作。希望する市内の視覚障がい者に郵送している。

(4) 電子書籍版広報紙

平成23年3月からスマートフォンなどで読めるEPUB形式の電子書籍版広報ひらつかの配信をしていたが、平成28年4月からはEPUB形式の配信を止め、代わりにスマートフォンやタブレットPC端末で広報紙が読めるアプリケーションソフトによる配信を開始した。最新号の発行に併せて自動的に端末に通知する機能や、記事をSNSでシェアできる機能などがある。令和元年8月からは、新たに多言語に対応したアプリケーションソフトによる配信を開始した。9言語での翻訳が可能のほか、文字の拡大や音声読み上げの機能などもある。

(5) 市民生活ガイドブック

転入者が本市で暮らし始めるときに戸惑うことがないように、転入手続きの際に市民課窓口で配布している。市の事業・制度、公共施設の利用案内などを掲載するとともに、歴史・文化・自然など市のあらましを紹介している。希望者には市庁舎本館1階総合案内、公民館などの公共施設や商業施設などで配布している。

○発行部数 25,500部 A4判 124ページ(フルカラー)

2 視聴覚広報

(1) 映像広報

市政の動きや市からのお知らせなどの番組を制作し、放送している。

ア ケーブルテレビ湘南チャンネル

○企画番組「ひらつかビジョン」(6本)

イ ビデオ・DVDの活用

本市が制作した番組のビデオやDVDを、図書館などで貸し出している。

ウ ウェブサイトの活用

平成14年12月から、平塚市ウェブサイト「平塚市関連テレビ番組の紹介」(現:メデイ

ア情報) コーナーを開設し、番組の放送時間などの情報を発信している。また、平成 21 年 12 月からは「Y o u T u b e」でも映像番組を配信している。

(2) コミュニティーFM放送

市からのお知らせ、行事、イベント情報などをFM湘南ナパサで放送している。

○平塚市広報だより (内容は週替り)

○平塚市スポットアナウンス (緊急情報などを随時提供)

3 その他

(1) インターネット

平成 8 年 12 月に「平塚市ウェブサイト」を開設し、本市情報の発信を開始した。平成 14 年には全課から情報を発信している。平成 19 年 2 月にコンテンツ・マネジメント・システム (ウェブサイト管理するソフトウェア) を導入し、平塚市ウェブサイト全体をリニューアルした。これに伴い、各課での内容更新が可能となり、迅速で柔軟な対応ができるようになった。さらに、平成 23 年 12 月に再度リニューアルし、ウェブサイトに関する国内外の規格を満たせるようにした。デザインを一新し、情報分類を見直すとともに、シンプルで分かりやすいページ構成とした。また、平成 15 年 5 月から市議会会議録をインターネットで公開。平成 18 年 9 月からトップページにバナー広告 (有料広告) の掲載を開始した。平成 19 年 3 月から「よくある質問とその回答集 (FAQ)」を掲載して、内容の改善及び充実を図っている。ほかにも、平成 24 年 4 月には 5 カ国語に対応した自動翻訳サービスを導入、平成 26 年 6 月には、トップページと第 2 階層、子育てページでスマートフォン専用画面を公開した。平成 29 年 3 月には 3 度目となる平塚市ウェブサイトの全面リニューアルを行った。リニューアルにあたり、ページの分類方法を見直し、知りたい情報を探しやすいウェブサイトへと刷新するとともにスマートフォンなどの機器に合わせて操作性を高めるウェブデザインを導入した。

○平塚市ウェブサイトアクセス件数 (令和元年度) 6,557,241 件

(2) 報道発表

平塚記者クラブに加盟する新聞記者、放送記者及び地元報道機関に対して、定例記者会見を開催している。また、プレスサービスとして積極的に市政の報道発表を実施している。

平成 13 年 3 月から、平塚市ウェブサイト「平塚市記者発表」を開設し、定例記者会見の内容を発信、さらに同年 5 月から記者発表資料も提供している。また、同年 11 月からは、報道機関に対して電子メールで記者発表資料を発信している。令和元年度の発信件数は 292 件。

(3) 広報板

市内各地に 71 基の広報板を設置し、毎月 2 回、各種の行政ポスターを掲出している。

(4) 広報車

市主催による各種大会や、パレードの先導などに活用している。また、地震、津波、台風などの災害時にも出動し、災害対策車として市民に注意を呼び掛ける。

第3節 広聴

市民の声は「明るく住みよいまちづくり」、「市民本位の市政」を推進するための源であり、市民と行政との良好な相互関係を構築するための貴重な情報である。これら市政に対する市民の意見、提案などを積極的にとらえ、可能な限りこれを市政に反映するために、「市長への手紙」をはじめいろいろな広聴活動を行っている。

1 市長への手紙

(1) 専用封書

市民の声を積極的に聴取するため、昭和55年5月から実施している。

(2) 一般封書等

郵送によるもの、ファクスによるもの等がある。ファクスについては、平成7年9月から送送料市払いにより24時間受信可能なフリーダイヤル「なでしこファクス」を開設している。

(3) 広聴メモ

市職員一人一人が受けた行政に対する市民の声をその場でメモし、市政に反映させることを目的として昭和42年9月から実施している。

(4) 投稿フォーム

本市ウェブの中に、平成10年5月から「投稿フォーム」を開設している。

(5) 団体要望

各種団体や政党等から寄せられるもの。

2 市民と市長の対話集会

市民と協働して魅力あるまちづくりを進めるため、市民と直接対話を行うことで、市民の視点からの発想を生かした行政運営を推進していくとともに、市政への理解を深めてもらうことを目的として市民と市長の対話集会を実施した。

市民が個人として参加する「市長と語ろう！ほっとミーティング」については、市役所を会場に、「これからも住み続けたい平塚に」をテーマにして、無作為抽出で選ばれた25歳から29歳までの市民を対象に開催し、計12人の市民の参加があった。

3 広聴手段別の要望内訳

令和元年度は、市長への手紙（専用封書、投稿フォーム、ファクス、一般封書、広聴メモ等）及び団体要望の方法によって498通、1,752件の要望が市に寄せられた。

広聴手段別	令和元年度	
	通数	件数
市長への手紙	406	642
専用封書	168	271
一般封書	56	99
電話	0	0
来庁	0	0
広聴メモ	27	41
なでしこファクス	1	1
投稿フォーム	152	228
他機関情報提供	2	2
市民と市長の対話集会	0	0
団体要望	92	1,110
合計	498	1,752

第4節 シティプロモーション

近年、全国の自治体で、定住人口の獲得や観光客の誘致などを目的として、さまざまなシティプロモーションの取り組みが行われている。

本市においても、選ばれるまち、住み続けたいまちを目指し、平成27年11月に平塚市シティプロモーション指針を策定するとともに、平成28年7月に「手をつなぎたくなる街 湘南ひらつか」のスローガンとロゴマークを決定し、シティプロモーションを本格的にスタートした。平成29年2月には都市イメージの向上を目指した平塚市ブランディング戦略を策定するなど、新たな魅力づくりや多方面に向けた情報発信を進め、都市イメージの向上や定住促進の魅力発信に取り組んでいる。



手をつなぎたくなる街

1 ご当地婚姻届

平成28年6月に、ゼクシィとのコラボレーションにより、「まちキュング当地婚姻届」を神奈川県下で初めて導入した。全国的に有名な平塚市の七夕まつりをテーマに、七夕飾りの吹き流しや天の川をモチーフにしたオリジナルデザインであり、全国どこの自治体の窓口でも提出できる公式な婚姻届である。

2 SNS を活用した魅力発信

Facebook、Twitter、Instagram を活用し、平塚市の日常や魅力的な風景などをタイムリーに発信している。Instagram では「#hiratsukagood」のハッシュタグを付けた投稿を募集し、投稿作品をPR 動画や市内商業施設等で開催する写真展等に活用した。

3 動画による魅力発信

令和元年6月に「湘南ひらつか七夕まつり PR 動画 2019」、同年11月に「セーフティタウン」を制作し、ウェブ上で公開するとともに、ららぽーと湘南平塚や新橋ファロシティビジョン、市内路線バス等で放映した。

4 平塚地下道ミュージアム

平塚まちなか美術館実行委員会に委託し、平塚駅前広場地下道内の階段と南北通路の壁面に、アート作品を展示する「平塚地下道ミュージアム」を平成29年11月に開設した。さらに、平塚駅前広場地下道内の西側通路の壁面を中心に、アート作品を展示する「続・平塚地下道ミュージアム」を平成30年11月に開設した。

5 湘南平に恋人たちのモニュメント「ainowa」の設置

平成30年3月に、高麗山公園レストハウス（湘南平）に、恋人たちなどが南京錠をかけた記念撮影をしたりできるモニュメント「ainowa」を設置した。

6 定住促進魅力発信

(1) 定住促進ウェブサイト制作

「湘南で子育てするなら平塚市」をスローガンに定住面での平塚の魅力を幅広く発信し、市外からの転入者を増やすため、ウェブサイトの情報発信している。

(2) 交通広告の実施

令和元年12月に、JR 上野東京ライン・湘南新宿ラインと市内路線バスにポスター広告を掲出した。

(3) 横断幕の掲出

小田原厚木道路と交差する岡崎架道橋、広川第二架道橋に「子育てするなら平塚市」の横断幕を掲出した。

第3章 財政

財政課

第1節 財政

令和2年度当初予算の歳入歳出予算は、一般会計が875億2,000万円（対前年度比8.3%増）、特別会計5会計では766億7,750万円（対前年度比14.9%増）、病院事業会計は158億8,600万円（対前年度比5.4%増）、下水道事業会計は143億5,100万円（対前年度比5.3%増）となっており、全会計を合わせた予算額は1,944億3,450万円となり、前年度に比べ10.3%増となった。

令和元年度全会計における決算額（以下における額は、全て見込額）は、歳入歳出予算額1,889億4,660万5千円に対し、歳入決算額1,786億7,595万8千円（対前年度比4.0%減）、歳出決算額は、1,758億134万3千円（対前年度比4.3%減）であった。

このうち一般会計は、歳入歳出予算額886億2,114万4千円に対する歳入決算額は864億58万9千円、歳出決算額は824億5,990万3千円であった。歳入決算額から歳出決算額と翌年度へ繰り越す事業に充てる財源6億9,192万3千円を差し引いた実質収支は32億4,876万3千円の黒字決算となり、単年度収支は5億4,927万2千円の黒字となった。また、積立金を加え、積立金の取り崩しを差し引いた実質単年度収支においては12億9,805万1千円の黒字となった。

全会計における市債残高は1,042億2,721万8千円であり、前年度末現在高と比べると25億3,936万7千円（2.4%）の減となった。令和元年度の主な市債は、臨時財政対策債の16億8,395万2千円、相模小学校移転整備事業の5億3,220万円などである。

1 予算

(1) 会計別予算額

(単位：千円)

区 分		令和元年度 当初予算額	令和元年度 最終予算額	令和2年度 当初予算額
一 般 会 計		80,780,000	88,621,144	87,520,000
特 別 会 計	競輪事業特別会計	16,943,000	18,578,850	26,588,000
	国民健康保険事業特別会計	27,230,000	27,165,705	25,945,000
	水産物地方卸売市場事業特別会計	17,100	17,965	16,500
	介護保険事業特別会計	19,236,000	20,674,737	20,299,000
	後期高齢者医療事業特別会計	3,328,000	3,539,654	3,829,000
	計	66,754,100	69,976,911	76,677,500
公 営 企 業 会 計	病院事業会計	15,071,000	15,463,356	15,886,000
	下水道事業会計	13,626,000	14,885,194	14,351,000
	計	28,697,000	30,348,550	30,237,000
合 計		176,231,100	188,946,605	194,434,500

注：最終予算額は、前年度からの繰越分を含む

(2) 一般会計款別予算額
歳入

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度		比較(2-元年度)	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
市税	43,655,623	54.0	43,039,439	49.2	△ 616,184	△ 1.4
地方譲与税	470,000	0.6	493,000	0.6	23,000	4.9
利子割交付金	40,000	0.1	40,000	0.0	0	0.0
配当割交付金	220,000	0.3	220,000	0.3	0	0.0
株式等譲渡所得割交付金	230,000	0.3	200,000	0.2	△ 30,000	△ 13.0
法人事業税交付金	0	-	250,000	0.3	250,000	皆増
地方消費税交付金	4,270,000	5.3	5,220,000	6.0	950,000	22.2
ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.1	40,000	0.0	0	0.0
環境性能割交付金	0	-	230,000	0.3	230,000	皆増
地方特例交付金	200,000	0.2	200,000	0.2	0	0.0
地方交付税	550,100	0.7	850,100	1.0	300,000	54.5
交通安全対策特別交付金	30,000	0.0	30,000	0.0	0	0.0
分担金及び負担金	1,054,756	1.3	566,102	0.6	△ 488,654	△ 46.3
使用料及び手数料	1,534,650	1.9	1,681,438	1.9	146,788	9.6
国庫支出金	13,407,791	16.6	14,870,342	17.0	1,462,551	10.9
県支出金	5,764,503	7.1	6,705,536	7.7	941,033	16.3
財産収入	94,347	0.1	98,108	0.1	3,761	4.0
寄附金	29,911	0.0	35,969	0.0	6,058	20.3
繰入金	826,507	1.0	1,877,806	2.1	1,051,299	127.2
繰越金	1,000,000	1.2	1,300,000	1.5	300,000	30.0
諸収入	3,030,812	3.8	3,191,960	3.7	161,148	5.3
市債	4,101,000	5.1	6,380,200	7.3	2,279,200	55.6
自動車取得税交付金	230,000	0.3	0	-	△ 230,000	皆減
計	80,780,000	100.0	87,520,000	100.0	6,740,000	8.3

歳出

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度		比較(2-元年度)	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
議会費	448,861	0.6	440,972	0.5	△ 7,889	△ 1.8
総務費	6,771,292	8.4	7,259,955	8.3	488,663	7.2
民生費	37,644,026	46.6	39,434,088	45.1	1,790,062	4.8
衛生費	6,963,707	8.6	7,019,510	8.0	55,803	0.8
労働費	233,306	0.3	231,291	0.3	△ 2,015	△ 0.9
農林水産業費	871,735	1.1	724,176	0.8	△ 147,559	△ 16.9
商工費	2,038,006	2.5	2,086,799	2.4	48,793	2.4
土木費	10,294,485	12.7	11,543,767	13.2	1,249,282	12.1
消防費	2,833,821	3.5	3,230,280	3.7	396,459	14.0
教育費	6,799,350	8.4	9,405,564	10.7	2,606,214	38.3
公債費	5,406,411	6.7	5,668,598	6.5	262,187	4.8
諸支出金	375,000	0.5	375,000	0.4	0	0.0
予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
計	80,780,000	100.0	87,520,000	100.0	6,740,000	8.3

(3) 一般会計経費別予算額

(単位：千円、%)

区 分		令和元年度		令和2年度		比較(2-元年度)	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
義務的経費	人件費	15,730,322	19.5	17,365,440	19.8	1,635,118	10.4
	扶助費	23,564,847	29.1	24,466,962	28.0	902,115	3.8
	公債費	5,406,403	6.7	5,668,590	6.5	262,187	4.8
	計	44,701,572	55.3	47,500,992	54.3	2,799,420	6.3
投資的経費	普通建設事業費	5,232,758	6.5	8,684,837	9.9	3,452,079	66.0
	災害復旧事業費	-	-	-	-	-	-
	計	5,232,758	6.5	8,684,837	9.9	3,452,079	66.0
その他の	物件費	11,870,646	14.7	11,419,051	13.0	△ 451,595	△ 3.8
	補助費等	9,802,325	12.1	10,493,140	12.0	690,815	7.0
	維持補修費	1,079,098	1.3	1,140,143	1.3	61,045	5.7
	繰出金	5,849,421	7.3	6,028,826	6.9	179,405	3.1
	積立金	51,513	0.1	71,321	0.1	19,808	38.5
	投資及び出資金	9,667	0.0	-	-	△ 9,667	皆減
	貸付金	2,083,000	2.6	2,081,690	2.4	△ 1,310	△ 0.1
	予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
	計	30,845,670	38.2	31,334,171	35.8	488,501	1.6
合 計	80,780,000	100.0	87,520,000	100.0	6,740,000	8.3	

2 決算

(1) 会計別決算額

(単位：千円)

区 分		歳入決算額		歳出決算額	
		平成30年度	令和元年度 (見込)	平成30年度	令和元年度 (見込)
一 般 会 計		85,393,732	86,400,589	82,348,970	82,459,903
特 別 会 計	競輪事業特別会計	24,690,426	16,588,316	24,119,602	16,051,870
	国民健康保険事業特別会計	27,176,476	26,346,568	26,965,571	26,058,737
	水産物地方卸売市場事業特別会計	17,560	17,999	16,263	16,861
	介護保険事業特別会計	19,365,538	20,450,268	18,544,360	19,771,678
	後期高齢者医療事業特別会計	3,221,102	3,590,861	2,999,448	3,377,358
	計	74,471,102	66,994,012	72,645,244	65,276,504
公 営 企 業 会 計	病院事業会計	14,545,714	14,452,360	15,227,453	15,180,128
	下水道事業会計	11,669,777	10,828,997	13,416,526	12,884,808
	計	26,215,491	25,281,357	28,643,979	28,064,936
合 計		186,080,325	178,675,958	183,638,193	175,801,343

(2) 一般会計款別決算額

歳 入

(単位：千円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度		比較(元-30年度)	
	決算額	構成比	決算額 (見込)	構成比	増 減 額	増減率
市税	43,792,260	51.3	43,827,745	50.7	35,485	0.1
地方譲与税	495,451	0.6	503,723	0.6	8,272	1.7
利子割交付金	43,814	0.1	22,697	0.0	△ 21,117	△ 48.2
配当割交付金	183,776	0.2	209,210	0.2	25,434	13.8
株式等譲渡所得割交付金	161,193	0.2	125,756	0.1	△ 35,437	△ 22.0
地方消費税交付金	4,599,493	5.4	4,430,691	5.1	△ 168,802	△ 3.7
ゴルフ場利用税交付金	43,363	0.1	41,844	0.1	△ 1,519	△ 3.5
自動車取得税交付金	263,363	0.3	140,260	0.2	△ 123,103	△ 46.7
地方特例交付金	243,006	0.3	559,585	0.6	316,579	130.3
地方交付税	895,559	1.0	1,179,933	1.4	284,374	31.8
交通安全対策特別交付金	35,567	0.0	33,339	0.0	△ 2,228	△ 6.3
分担金及び負担金	1,051,453	1.2	790,185	0.9	△ 261,268	△ 24.8
使用料及び手数料	1,576,982	1.9	1,486,584	1.7	△ 90,398	△ 5.7
国庫支出金	13,376,369	15.7	14,575,310	16.9	1,198,941	9.0
県支出金	5,366,714	6.3	5,835,856	6.8	469,142	8.7
財産収入	293,697	0.3	106,436	0.1	△ 187,261	△ 63.8
寄附金	30,384	0.0	109,593	0.2	79,209	260.7
繰入金	759,711	0.9	773,198	0.9	13,487	1.8
繰越金	3,652,568	4.3	3,044,762	3.5	△ 607,806	△ 16.6
諸収入	3,364,609	3.9	3,342,734	3.9	△ 21,875	△ 0.7
市債	5,164,400	6.0	5,217,352	6.0	52,952	1.0
環境性能割交付金	-	-	43,796	0.1	43,796	皆増
計	85,393,732	100.0	86,400,589	100.0	1,006,857	1.2

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度		比較(元-30年度)	
	決算額	構成比	決算額 (見込)	構成比	増 減 額	増減率
議会費	446,824	0.5	429,271	0.5	△ 17,553	△ 3.9
総務費	8,725,247	10.6	8,156,901	9.9	△ 568,346	△ 6.5
民生費	36,111,195	43.9	37,574,940	45.6	1,463,745	4.1
衛生費	7,259,903	8.8	6,772,013	8.2	△ 487,890	△ 6.7
労働費	231,089	0.3	229,295	0.3	△ 1,794	△ 0.8
農林水産業費	783,359	1.0	884,884	1.1	101,525	13.0
商工費	1,960,506	2.4	1,969,647	2.4	9,141	0.5
土木費	9,727,595	11.8	9,650,176	11.7	△ 77,419	△ 0.8
消防費	2,566,011	3.1	2,935,732	3.6	369,721	14.4
教育費	8,844,017	10.7	8,037,989	9.7	△ 806,028	△ 9.1
公債費	5,301,700	6.4	5,332,943	6.5	31,243	0.6
諸支出金	375,000	0.5	375,000	0.4	0	0.0
災害復旧費	16,524	0.0	111,112	0.1	94,588	572.4
計	82,348,970	100.0	82,459,903	100.0	110,933	0.1

(3) 一般会計経費別決算額

(単位：千円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度		比較(元-30年度)		
	決算額	構成比	決算額 (見込)	構成比	増減額	増減率	
義務的経費	人件費	15,303,587	18.6	15,176,991	18.4	△ 126,596	△ 0.8
	扶助費	23,242,266	28.2	24,236,502	29.4	994,236	4.3
	公債費	5,301,694	6.4	5,332,937	6.5	31,243	0.6
	計	43,847,547	53.2	44,746,430	54.3	898,883	2.1
投資的経費	普通建設事業費	6,584,328	8.0	6,401,369	7.8	△ 182,959	△ 2.8
	災害復旧事業費	16,524	0.0	111,112	0.1	94,588	572.4
	計	6,600,852	8.0	6,512,481	7.9	△ 88,371	△ 1.3
その他	物件費	10,851,333	13.2	11,736,983	14.2	885,650	8.2
	補助費等	7,243,969	8.8	6,796,406	8.2	△ 447,563	△ 6.2
	維持補修費	1,104,362	1.3	1,116,431	1.4	12,069	1.1
	繰出金	7,460,623	9.1	7,875,065	9.5	414,442	5.6
	積立金	1,947,284	2.4	1,048,349	1.3	△ 898,935	△ 46.2
	投資及び出資金	716,000	0.9	551,758	0.7	△ 164,242	△ 22.9
	貸付金	2,577,000	3.1	2,076,000	2.5	△ 501,000	△ 19.4
	計	31,900,571	38.8	31,200,992	37.8	△ 699,579	△ 2.2
合 計	82,348,970	100.0	82,459,903	100.0	110,933	0.1	

(4) 公営企業会計決算額

(単位：千円)

病院事業会計	収入決算額		支出決算額	
	平成30年度	令和元年度 (見込)	平成30年度	令和元年度 (見込)
収益的収支	13,807,684	14,126,495	13,759,779	14,144,053
資本的収支	738,030	325,865	1,467,674	1,036,075

下水道事業会計	収入決算額		支出決算額	
	平成30年度	令和元年度 (見込)	平成30年度	令和元年度 (見込)
収益的収支	8,404,079	8,022,631	7,334,271	7,437,387
資本的収支	3,265,698	2,806,366	6,082,255	5,447,421

3 市債現在高

令和2年5月31日現在(単位:千円)

区 分	前年度末 現在高	決算年度中増減額		決算年度末 現在高	
		決算年度中 借入額	決算年度中 元金償還額		
一 般 会 計	普通債	30,513,621	3,429,700	2,975,694	30,967,627
	総務	5,308,679	74,200	348,897	5,033,982
	民生	1,379,640	375,900	106,431	1,649,109
	衛生	6,239,174	31,700	677,511	5,593,363
	農林水産	199,662	141,900	40,166	301,396
	土木	8,271,048	1,376,000	989,903	8,657,145
	住宅	1,323,339	124,700	140,797	1,307,242
	消防	1,328,835	303,000	123,723	1,508,112
	教育	6,463,244	1,002,300	548,266	6,917,278
	災害復旧債	112,110	103,700	7,721	208,089
	その他	23,616,892	1,683,952	2,040,235	23,260,609
	減税補てん債	1,184,498		267,389	917,109
	臨時財政対策債	22,432,394	1,683,952	1,772,846	22,343,500
	小計	54,242,623	5,217,352	5,023,650	54,436,325
公 営 企 業 会 計	病院	13,139,554	57,800	614,168	12,583,186
	下水道	39,384,408	1,543,000	3,719,701	37,207,707
	小計	52,523,962	1,600,800	4,333,869	49,790,893
合 計	106,766,585	6,818,152	9,357,519	104,227,218	

※千円未満の端数処理を行っているため、合計が合わないことがあります。

4 市債現在高（利率別）

一般会計

令和2年5月31日現在（単位：千円）

区分	元年度末 現在高	借入利率別内訳					
		2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.0%超
政府資金	27,948,760	27,600,822	320,247	23,880	3,811		
内訳	財政融資	25,066,808	24,746,561	320,247			
	簡保	1,568,220	1,540,529		23,880	3,811	
	郵貯	1,313,732	1,313,732				
県貸付金	1,564,755	1,537,815	9,065		17,875		
市内金融機関	9,078,722	9,078,722					
地方公共団体金融機構	8,588,635	8,523,805	64,830				
共済等	7,255,453	7,255,453					
計	54,436,325	53,996,617	394,142	23,880	21,686		

病院事業会計

区分	元年度末 現在高	借入利率別内訳					
		2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.0%超
財政融資	9,602						9,602
市内金融機関	1,169,495	1,169,495					
地方公共団体金融機構	10,650,189	10,650,189					
その他金融機関	753,900	753,900					
計	12,583,186	12,573,584					9,602

下水道事業会計

区分	元年度末 現在高	借入利率別内訳					
		2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.0%超
政府資金	18,755,465	8,388,054	5,389,867	896,566	849,512	735,166	2,496,300
内訳	財政融資	9,239,860	3,156,987	1,614,438	896,566	849,512	735,166
	簡保	9,515,605	5,231,067	3,775,429			509,109
県貸付金	781,609	390,930	320,175	70,504			
市内金融機関	1,619,273	1,619,273					
地方公共団体金融機構	15,451,360	10,935,145	2,941,434	311,380	424,264	455,270	383,867
その他金融機関	600,000	600,000					
計	37,207,707	21,933,402	8,651,476	1,278,450	1,273,776	1,190,436	2,880,167

第4章 市税

納税課・市民税課・固定資産税課

1 市税

(1) 令和元年度市税収入状況（決算見込）

（単位 千円）

区分		納税義務者数	予算額	調定額	収入額	徴収率
市民税		135,235	19,178,116	19,520,638	19,253,833	98.63
内訳	個人	128,727	15,116,570	15,840,881	15,591,067	98.42
	法人	6,508	4,061,546	3,679,757	3,662,766	99.54
固定資産税		95,905	19,259,278	19,417,289	19,306,769	99.43
内訳	土地家屋	93,268	16,049,054	16,194,463	16,086,025	99.33
	償却資産	2,624	3,135,000	3,147,601	3,145,519	99.93
	交付金	13	75,224	75,225	75,225	100.00
軽自動車税		78,715	458,480	465,693	454,787	97.66
内訳	軽自動車税	78,715	439,173	460,006	449,100	97.63
	環境性能割	-	19,307	5,687	5,687	100.00
市たばこ税		-	1,751,003	1,718,820	1,718,820	100.00
特別土地保有税		-	0	0	0	-
都市計画税		85,472	2,615,172	2,629,866	2,612,133	99.33
現年課税分計		-	43,262,049	43,752,306	43,346,342	99.07
滞納繰越分		-	393,574	1,471,473	481,403	32.72
市税合計		-	43,655,623	45,223,779	43,827,745	96.91

(2) 市税調定（現年課税分）の前年対比率

区分	30年度		元年度	
	構成割合	調定額伸率	構成割合	調定額伸率
市民税	44.8 %	0.9 %	44.6 %	△0.2 %
個人	35.8	0.9	36.2	1.2
法人	9.0	1.1	8.4	△6.1
固定資産税	44.2	△1.1	44.4	0.7
土地家屋	36.8	△1.5	37.0	0.9
償却資産	7.2	0.8	7.2	△0.2
交付金	0.2	△0.1	0.2	△6.2
軽自動車税	1.0	4.9	1.1	3.4
軽自動車税	1.0	4.9	1.0	3.4
環境性能割	-	-	0.1	-
市たばこ税	4.0	△3.1	3.9	△0.7
特別土地保有税	0.0	-	0.0	-
都市計画税	6.0	△1.4	6.0	0.6
計	100.0	△0.2	100.0	0.2

(3) 市税の負担状況

区 分	30年度	元年度
1 世帯当たりの額	391,692 円	387,679 円
伸び率	△1.2 %	△1.0 %
市民1人当たりの額	169,496 円	169,846 円
伸び率	△0.1 %	0.2 %

現年課税分調定決算見込額(令和元年度)

世帯数または人口 (令和2年4月1日現在)

(4) 市税の徴収に要する経費に関する調べ

区 分		30年度	元年度
税収入額	1 市税	43,792,260 千円	43,827,745 千円
	2 個人の県民税	10,457,736	10,574,360
	3 合 計	54,249,996	54,402,105
徴 税 費	4 人件費	595,049	595,897
	5 需用費	66,998	51,234
	6 諸費	13	13
	7 その他	214,281	602,454
8 合 計	876,341	1,249,598	
個人県民税 徴収取扱費	9 合 計	413,713	411,852
税収入額に対 する徴税費の 割合	10 ⑧÷③	1.6 %	2.3 %
	11 (⑧-⑨) ÷ ①	1.1	1.9
徴税職員数	徴税職員	80 人	79 人
	その他の職員	0	0

2 市民税

(1) 市民税調定額及び納税者の調べ（現年課税分）

区 分		平成30年度				令和元年度			
		普通徴収分		特別徴収分		普通徴収分		特別徴収分	
		納税者数	調定額	納税者数	調定額	納税者数	調定額	納税者数	調定額
		人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
個 納税者	均等割のみ	1,353		4,185		1,284		4,517	
	均等割・所得割	22,251		99,244		22,618		100,308	
	計	23,604	3,281,421	103,429	12,245,476	23,902	3,316,464	104,825	12,388,364
人	納税者1人当たり課税額	122,227円				122,001円			
区 分		納税者数		割合		納税者数		割合	
法 納税者	均等割のみ	社		%		社		%	
	均等割のみ	3,865		59.7		3,900		59.9	
	法人税割のみ	-		0.0		-		0.0	
	均等割・法人税割	2,607		40.3		2,608		40.1	
	計	6,472		100.0		6,508		100.0	
区 分		納税者数		調定額		納税者数		調定額	
人 納税者	均等割額	社		千円		社		千円	
	均等割額	6,472		763,441		6,508		762,426	
	法人税割額	2,607		3,153,448		2,608		2,917,331	
	計	-		3,916,889		-		3,679,757	
1社当たり課税額		605,205円				565,421円			

元年度（決算見込）

(2) 課税標準額段階別所得区分総所得金額等（令和2年度当初課税）

課税標準の段階	給与所得者		営業等所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税をした者		合計	
	納税義務者数 人	総所得金額等 千円	納税義務者数 人	総所得金額等 千円	納税義務者数 人	総所得金額等 千円	納税義務者数 人	総所得金額等 千円	納税義務者数 人	総所得金額等 千円	納税義務者数 人	総所得金額等 千円
10万円以下の金額	3,155	1,671,656	209	165,685	6	7,130	1,132	925,909	333	104,634	4,835	2,875,014
10万円を超え100万円以下	24,011	32,382,844	1,369	1,981,783	42	68,002	12,240	16,524,243	258	394,930	37,920	51,351,802
100万円 " 200万円 "	28,898	72,113,335	1,014	2,594,698	14	40,158	4,466	10,336,548	252	671,154	34,643	85,755,893
200万円 " 300万円 "	18,631	70,329,027	660	2,436,968	7	23,744	1,118	3,937,576	161	604,855	20,577	77,332,170
300万円 " 400万円 "	9,665	49,249,716	348	1,665,802	3	13,140	473	2,209,976	129	635,959	10,618	53,774,593
400万円 " 550万円 "	7,373	48,386,568	247	1,518,138	5	30,767	277	1,679,817	121	774,660	8,023	52,389,950
550万円 " 700万円 "	2,511	20,658,590	107	823,754	2	14,587	156	1,219,009	75	600,634	2,851	23,316,574
700万円 " 1,000万円 "	1,883	19,605,844	92	944,923	0	0	164	1,606,226	78	795,810	2,217	22,952,803
1,000万円を超える金額	1,244	24,037,338	148	3,711,784	1	12,948	182	3,511,968	127	2,653,641	1,702	33,927,679
合 計	97,371	338,434,918	4,194	15,843,535	80	210,476	20,207	41,951,272	1,534	7,236,277	123,386	403,676,478

「市町村税課税状況等の調」から引用

(3) 所得者区分別所得割額等(令和2年度当初課税)

所有者区分	納税義務者数 人	構成比 %	総所得金額等 千円	所得控除額 千円	課税標準額 千円	算出税額 千円	税額控除額等 千円	所得割額 千円	平均税率 %
給与所得者	97,371	78.92	338,434,918	116,304,967	222,129,951	13,323,792	742,207	12,581,585	6.0
営業等所得者	4,194	3.40	15,843,535	4,854,696	10,988,839	659,162	38,039	621,123	6.0
農業所得者	80	0.06	210,476	92,005	118,471	7,105	375	6,730	6.0
その他の所得者	20,207	16.38	41,951,272	18,307,146	23,644,126	1,417,826	85,674	1,332,152	6.0
分離課税をした者	1,534	1.24	7,236,277	2,022,802	21,484,790	806,529	51,959	754,570	6.0
計	123,386	100.0	403,676,478	141,581,616	278,366,177	16,214,414	918,254	15,296,160	6.0

「市町村税課税状況等の調」から引用

3 諸税

(1) 軽自動車税

ア 調定状況（現年課税分）

区 分		平成30年度		令和元年度		
		課税台数	調定額 円	課税台数	調定額 円	
原動機付 自転車	第一種（50cc以下）	16,874	34,266,500	16,409	33,351,800	
	第二種（51～90cc以下）	1,091	2,182,000	1,107	2,214,000	
	第二種（91～125cc以下）	5,599	13,437,600	5,856	14,054,400	
	小 計	23,564	49,886,100	23,372	49,620,200	
小型特殊自 動車	農耕作業用のもの	1,583	3,799,200	1,574	3,777,600	
	その他のもの	345	2,035,500	328	1,935,200	
	小 計	1,928	5,834,700	1,902	5,712,800	
軽自動車	二 輪	4,387	15,793,200	4,345	15,642,000	
	三 輪	3	12,300	3	12,300	
	四 輪	貨物用	10,306	48,108,300	10,336	49,146,800
		乗 用	34,235	301,022,100	34,731	315,715,900
	小 計	48,931	364,935,900	49,415	380,517,000	
二輪の小型自動車		4,037	24,222,000	4,026	24,156,000	
合 計		78,460	444,878,700	78,715	460,006,000	

元年度（決算見込）

イ 異動台数

年度	区分	原動機付自転車			小型特殊車		軽自動車				二輪の 小 型 自動車
		第一種 (50cc 以下)	第二種 (51～ 90cc)	第二種 (91～ 125cc)	農耕用	その他	二 輪	三 輪	四 輪		
								貨物	乗用		
30	創車	2,680	250	1,193	81	28	827	1	2,346	9,674	1,287
	廃車	3,143	239	931	90	44	851	0	2,178	8,438	1,174
元	創車	2,501	167	1,143	112	22	825	0	2,763	11,010	1,289
	廃車	3,013	219	921	112	39	817	0	2,961	10,986	1,193

（注）ミニカーは、原動機付自転車（50CC以下）に含む。

(2) 市たばこ税

区 分	元年度
売渡し本数	303,582,209本
課税標準数量	旧3級品の紙巻たばこを除く製造 たばこ
	旧3級品の紙巻たばこ
	298,051,449本
	5,530,760本
税 率	5,692円 / 1,000本
	5,692円 / 1,000本
税 額	1,718,819,869円
1箇月平均税額	143,234,989円
伸 率	売渡し本数
	税 額
	△ 5.4%
	△ 0.7%

注：旧3級品の紙巻たばことは、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレットをいう。

注：令和元年10月1日から旧3級品の紙巻たばこの特例税率が廃止されました。

4 固定資産税

(1) 調定状況（現年課税分）

区		分	30 年 度	元 年 度
純 固 定 資 産 税	課税標準額（円）	土地	633,083,505,000	628,147,868,000
		家屋	540,482,429,000	554,475,254,000
		償却資産	225,171,847,000	224,789,728,000
		計	1,398,737,781,000	1,407,412,850,000
	調定額（円）	土地	8,795,966,800	8,748,406,500
		家屋	7,259,425,700	7,446,057,100
		償却資産	3,152,396,600	3,147,600,600
		計	19,207,789,100	19,342,064,200
	納税者（人）	土地・家屋	92,887	93,268
		償却資産	2,590	2,624
		計	95,477	95,892
	交付金	調定額（円）	交付金	80,161,900
計			80,161,900	75,224,600
固定資産税調定額（円）			19,287,951,000	19,417,288,800

注：元年度は決算見込み

(2) 土地（法定免税点以上）

区	分	地積 A (㎡)	決定価格 B (千円)	筆 数	㎡当たり 平均価格 B/A
元年度	一般田	7,019,618	792,451	10,696	113
	勸告遊休田	7,163	1,537	10	215
	介在田・ 市街化田	327,204	11,090,796	1,250	33,896
	一般畑	7,341,322	565,098	13,736	77
	勸告遊休畑	6,577	1,009	19	153
	介在畑・ 市街化畑	628,959	34,377,674	2,156	54,658
	宅 地	22,419,993	1,630,419,645	126,794	72,722
	一般山林	3,411,449	132,989	2,975	39
	介在山林	92,298	190,598	266	2,065
	原 野	105,397	4,696	55	45
	雑種地	3,569,124	83,973,935	9,996	23,528
	計	44,929,104	1,761,550,428	167,953	39,207
2 年度	一般田	6,996,041	789,880	10,662	113
	勸告遊休田	7,163	1,537	10	215
	介在田・ 市街化田	288,032	9,800,403	1,275	34,025
	一般畑	7,332,486	564,465	13,712	77
	勸告遊休畑	6,577	1,009	19	153
	介在畑・ 市街化畑	595,991	31,861,398	2,097	53,460
	宅 地	22,467,431	1,618,218,695	127,532	72,025
	一般山林	3,418,845	133,347	2,986	39
	介在山林	91,697	185,748	265	2,026
	原 野	105,199	4,687	54	45
	雑種地	3,573,200	83,324,282	10,031	23,319
	計	44,882,662	1,744,885,451	168,643	38,877

注：「固定資産概要調書」より

(3) 家屋 (法定免税点以上)

区	分	棟数	床面積 A (㎡)	決定価格 B (千円)	㎡当りの平均価格B/A (円)	
元年度	木造	専用住宅	51,835	5,472,006	177,289,702	32,399
		併用住宅	2,050	256,847	4,167,096	16,224
		附属家	3,456	133,340	631,369	4,735
		アパート	2,580	530,788	16,632,534	31,336
		事務所・銀行 店舗	781	75,801	1,954,106	25,779
		工場・倉庫	406	51,291	365,635	7,129
		その他	149	12,754	421,865	33,077
	計	61,257	6,532,827	201,462,307	30,838	
	非木造	住宅・アパート	11,564	3,577,096	183,193,528	51,213
		その他	7,449	4,044,802	170,442,577	42,139
		計	19,013	7,621,898	353,636,105	46,397
合	計	80,270	14,154,725	555,098,412	39,216	
2年度	木造	専用住宅	52,207	5,522,606	184,222,116	33,358
		併用住宅	2,013	252,612	4,162,225	16,477
		附属家	3,379	130,905	626,477	4,786
		アパート	2,588	538,393	17,566,980	32,629
		事務所・銀行 店舗	776	76,310	2,040,398	26,738
		工場・倉庫	410	51,843	394,361	7,607
		その他	150	12,732	431,218	33,869
	計	61,523	6,585,401	209,443,775	31,804	
	非木造	住宅・アパート	11,606	3,596,897	186,865,424	51,952
		その他	7,377	4,067,346	174,400,578	42,878
		計	18,983	7,664,243	361,266,002	47,137
合	計	80,506	14,249,644	570,709,777	40,051	

注：「固定資産概要調書」より

(4) 償却資産（法定免税点以上）

区 分		課 税 標 準 額 (千円)		
		元 年 度	2 年 度	
市長が価格等を決定したものの	構 築 物	個 人	1,791,740	1,806,810
		法 人	49,918,158	51,040,193
		計	51,709,898	52,847,003
	機 械 及 び 装 置	個 人	335,760	292,247
		法 人	85,337,121	88,597,479
		計	85,672,881	88,889,726
	船 舶	個 人	6,219	5,664
		法 人	123,156	133,866
		計	129,375	139,530
	航 空 機	個 人	0	0
		法 人	0	0
		計	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	個 人	1,112	838
		法 人	684,438	848,588
		計	685,550	849,426
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	個 人	488,455	477,193
		法 人	35,822,248	35,991,297
		計	36,310,703	36,468,490
小 計	個 人	2,623,286	2,582,752	
	法 人	171,885,121	176,611,423	
	計	174,508,407	179,194,175	
法第三百八十九条関係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	個 人	0	0
		法 人	47,637,853	47,469,520
		計	47,637,853	47,469,520
	県知事が価格等を決定し配分したもの	個 人	0	0
		法 人	1,236,385	1,207,167
		計	1,236,385	1,207,167
	小 計	個 人	0	0
		法 人	48,874,238	48,676,687
		計	48,874,238	48,676,687
法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定したもの			0	0
合 計	個 人	2,623,286	2,582,752	
	法 人	220,759,359	225,288,110	
	計	223,382,645	227,870,862	

注：「固定資産概要調書」より

第5章 財産管理

資産経営課、庁舎管理課

第1節 市有財産

市有財産（土地・建物等）は行政財産と普通財産に分類しており、行政財産の管理に関する事務は、使用又は所管する課の長が分掌している。行政財産とは、市有財産のうち市が公用（公用財産）又は公共用（公共用財産）に供し、又は供することを決定した財産で、公用財産には市庁舎、消防庁舎などの施設があり、公共用財産には学校、公営（市営）住宅、公園、公民館、幼稚園、保育園、福祉会館、図書館、博物館などの施設がある。

普通財産の管理に関する事務は、資産経営課長が分掌している。普通財産とは、行政財産以外は一切の市有財産で、貸付地、貸付建物、空地などがある。また、これらの他に有価証券（株券）、出資による権利、基金などがある。

これらの市有財産管理に関する必要事項については、平塚市市有財産規則に基づき運用している。

市有財産状況

令和2. 3.31 現在（単位 m²）

区 分		土地（地積）	建 物		
			木造（延面積）	非木造（延面積）	延面積計
公 用 財 産	市 庁 舎	31,860.11	6.62	43,982.83	43,989.45
	消 防 施 設	12,264.16	0.00	6,948.58	6,948.58
	その他の施設	19,605.35	354.58	2,405.89	2,760.47
公 共 用 財 産	学 校	827,230.60	1,485.37	317,647.43	319,132.80
	公 営 住 宅	103,064.52	903.21	73,390.60	74,293.81
	公 園	694,451.86	510.57	65,459.61	65,970.18
	その他の施設	548,598.58	1,956.17	117,585.78	119,541.95
行 政 財 産 計		2,237,075.18	5,216.52	627,420.72	632,637.24
普 通 財 産 計		193,754.57	376.64	65,384.24	65,760.88
合 計		2,430,829.75	5,593.16	692,804.96	698,398.12

令和2. 3.31現在 (単位 千円)

有価証券	出資による 権 利	基 金		
142,470	1,011,549	財政調整基金	現 金	6,963,726
		河口対策事業基金	現 金	102,065
		〃	債 券	469,821
		平塚市国民健康保険基金	現 金	155,923
		競輪事業基金	現 金	1,586,215
		競輪場施設整備基金	現 金	1,061,831
		庁舎建設基金	現 金	517,549
		みどり基金	現 金	158,461
		〃	債 券	1,189,190
		下水道事業環境整備基金	現 金	161,249
		文化振興基金	現 金	48,718
		介護保険給付費支払準備基金	現 金	1,021,181
		子ども・子育て基金	現 金	524,428
		公共施設整備保全基金	現 金	4,123,240
		協働のまちづくり基金	現 金	22,820
森林環境譲与税基金	現 金	5,486		

第2節 車両管理

本市では、庁用自動車を集散的に管理しており、修理、定期点検整備、各種自動車保険への加入、また、事故防止のための安全運転指導を行うなど、効率的な管理に努めている。

1 車両状況

令和2. 3.31現在 (単位 台)

区 分	計	市 長 室	企 画 政 策 部	総 務 部	産 業 振 興 部	公 営 事 業 部	市 民 部	福 祉 部	健 康 ・ こ ども 部	環 境 部	ま ち づ く り 政 策 部	都 市 整 備 部	土 木 部	教 育 委 員 会	消 防	市 民 病 院
乗用関係車	9	1	4									1		1		2
バ ス	2		1												1	
清掃関係車	63									60		2	1			
衛生関係車	3									2			1			
建設関係車	19												19			
消防関係車	64														63	1
用 車	127		30	4	7	1		11	14	7	4	13	14	20	2	
そ の 他	7	3												2	1	1
計	294	4	35	4	7	1	0	11	14	69	4	16	35	23	67	4

注：ほかに原動機付自転車24台、共用自転車17台

2 安全運転対策

庁用自動車の安全運転管理体制として、道路交通法第74条の3の規定に基づく正副安全運転管理者を設け、交通事故の防止に努めている。また、交通事故の処理については、損害賠償及び求償の履行方法等の調査、審議を行う「庁用自動車損害賠償等審査委員会」を設置し、適正かつ円滑に処理している。

なお、安全運転対策としては、次の諸施策を実施している。

- (1) 運行前点検の実施、運転日誌記載の励行
- (2) 安全運転推進のため、安全運転等講習会の実施
- (3) 「OD式安全性テスト診断」の実施
- (4) 事故を起こした者に対する運転適性検査受検の実施
- (5) 安全運転管理に対する広報、伝達
- (6) 事故防止対策会議の開催
- (7) アルコール検知器による検査の実施
- (8) 安全運転に関する実技研修会の開催
- (9) ドライブレコーダーの設置及び記録画像による各種検証の実施

第3節 市庁舎

令和2年3月31日現在

昭和39年11月9日に旧本庁舎、消防庁舎を開設し、昭和42年6月に附属庁舎として車両センターを開設したが、行政需要の増大に伴い庁舎の狭あい化が進み、昭和52年10月に新館(新庁舎建設に伴い平成26年6月から名称を「別館」に変更)を開設した。

また、平成3年4月1日に旧公害センター及び旧血液センターの建物を神奈川県から譲り受け、豊原分庁舎として供用している。新庁舎の完成に伴い、平成29年12月23日から休止している。

庁舎の耐震性の確保を図るとともに、庁舎の狭あい化、窓口の分散化を解消し、市民サービスを向上するため、平成23年9月21日から新庁舎建設工事に着手した。

平成26年5月21日に新庁舎建設の1期工事が完成し、6月30日に新庁舎の名称を市庁舎本館とした。

平成29年12月28日に2期工事が完成し、一部の出先機関等を除いた部署の移転が完了した。

1 庁舎の概要

(1) 本館(地上8階、地下2階)

ア 敷地面積	16,403.28 m ²
イ 建物延床面積	33,392.62 m ²
ウ 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造(ラーメン構造)、免震構造
エ 基礎	ベタ基礎
オ 電気設備	受変電設備、自家発電設備、直流電源装置、各照明設備、電気時計、火災報知設備、放送無線、中央監視装置、雷保護設備、議員出退表示設備、コージェネレーション設備

- | | | |
|---|----------|---|
| カ | 給排水衛生設備 | 受水槽、冷却塔、雑用水槽、消火水槽、加湿・冷却塔用水槽、各階給湯室、各階洗面所、消火栓 |
| キ | 空気調和換気設備 | 遠心冷凍機、吸収式冷温水機、AHU、FCU、チラーユニット、パッケージ型空気調和機、ウォールスルー、全熱交換機、加湿器、送風機 |
| ク | エレベーター設備 | 乗用エレベーター6基、エスカレーター2基（上り1基、下り1基） |
| ケ | 電話設備 | デジタル交換機 |
| コ | 附帯設備 | 地下灯油タンク（45,000ℓ 1基） |
- (2) 別館（地上3階）
- | | | |
|---|--------|-------------------------|
| ア | 敷地面積 | 4,380.20 m ² |
| イ | 建物延床面積 | 5,165.70 m ² |
| ウ | 構造 | 鉄筋コンクリート造（ラーメン構造） |
| エ | 基礎 | 独立基礎 |
- (3) 豊原分庁舎（地上3階、地下1階）
- | | | |
|---|--------|-------------------------|
| ア | 敷地面積 | 2,325.42 m ² |
| イ | 建物延床面積 | 3,107.12 m ² |
| ウ | 構造 | 鉄筋コンクリート造（ラーメン構造） |
| エ | 基礎 | 独立基礎 |

2 保守管理の委託状況

市庁舎の清掃、冷暖房機械の運転・保守管理等については、管理上の適正化、人事管理の合理化運営、管理経費の効率化から業者に委託している。

委託業務名

設備管理・警備業務、清掃業務、受付・電話交換業務、電気設備管理業務、防災設備管理業務、環境衛生管理業務、エレベーター保守管理業務

3 新庁舎建設事業

(1) 目的

旧本庁舎（昭和39年11月9日開設）は、建物の老朽化や高度情報化への対応の限界、バリアフリー対応の不足といった問題を抱えていた。また、分散した庁舎は市民サービスや行政効率の低下を招く要因となっていた。さらに、平成7年に実施した庁舎耐震診断では耐震性の不安が指摘され、地震時の安全面や防災拠点としての機能を担う上で問題があり、早期の対応が求められていた。

新庁舎は、市民サービスの向上を目指して平塚税務署と合築することとなり、平成23年度から建設工事を進め、平成29年12月28日に完成した。

(2) 主な事業内容

平成 20 年	10 月	平塚市新庁舎建設基本構想の策定
平成 21 年	4 月	平塚市新庁舎建設基本計画の策定
平成 22 年	1 月	平塚市庁舎・国庁舎一体的整備基本設計が完成
平成 23 年	7 月	平塚市庁舎・国庁舎一体的整備実施設計が完成
	9 月	新庁舎建設工事に着手
平成 26 年	5 月	1 期建設工事が完成
	7 月	旧庁舎から移転し、新庁舎にて業務を開始
		2 期建設工事に着手
平成 29 年	10 月	2 期建設工事のうち、税務署部分を含む一部が完成
	11 月	平塚税務署が移転し、業務を開始
	12 月	2 期建設工事が完成、全ての移転が完了し、新庁舎にて業務を開始

第6章 出納・物品

契約検査課、会計課

第1節 出納の概況

本市における出納事務は、昭和61年度から一部電算化、平成11年度から財務会計システム導入、また、平成12年9月から公共料金の口座自動振替払を取り入れ、事務の合理化を図っている。この公金の出納事務を取り扱う指定金融機関及び出納取扱金融機関は、横浜銀行・スルガ銀行・平塚信用金庫の順に1年交替制をとっており、令和元年7月からスルガ銀行が担当し、市役所派出所へ7人（延べ人数）を派遣している。派出所における出納事務については、平成4年3月1日より午前9時から午後4時まで行っている。このほか、市税等の収納事務を取り扱う指定代理金融機関を11行、収納代理金融機関を6行指定し、市民の利便性の向上を図っている。

物品の出納については、共通物品（19品目）を指定し、これらの一括購入によって経費の節減に努め、払い出しは、原則として第2・第4水曜日の午前9時30分から午前11時までと限って計画的に行っている。また、備品については、財務会計システムによる備品台帳管理を行い、事務の効率化を図っている。

出納事務取扱件数

（単位 件）

年度	区分 収入原符 (収入件数)	支 出 命 令 書				
		口座振込	払込	郵便振替	小切手払	窓口払
30	1,418,102	51,402	2,683	0	0	1,335
元	1,400,339	53,380	2,883	0	0	1,393

第2節 物品購入及び契約

1 契 約

(1) 物品関係等入札参加登録業者の資格審査、物品購入契約

登録業者数

	計	市内	市外
平成31年4月1日現在 ※一般委託・物品の延べ件数	6,003社	411社	5,592社

※一般委託・物品の両方に登録している業者は、財務会計システムの統計データ上、それぞれ1件として集計する。

物品購入取扱実績

(令和2.3.31現在)

契約依頼数	総数	契約総額
1,104件	1,649件	358,856千円

第7章 工事検査

契約検査課

本市が発注した建設工事が、設計のとおり適正に施工されたか検査をしている。令和元年度の完成検査、出来高検査及び中間技術検査の結果は、適正に施工されていた。

1 検査状況

部課名 金額(万円)	種別	産業 振興部	都市整備部			土木部			教育 委員会	計
		農水産 課	みどり公 園・水辺 課	建築 住宅課	都市整 備課	道路 管理課	道路 整備課	下水道 整備課	教育 施設課	
以上～未満 130～ 500	完 成	1	2	1			3	4	4	15
	出来高									
	中 間									
500～ 1000	完 成	1		6			7	6	5	25
	出来高									
	中 間									
1000～ 3000	完 成		1	16		1	9	10	7	44
	出来高									
	中 間									
3000～ 17000	完 成	2		13			1	13	5	34
	出来高									
	中 間			2				2		4
17000～	完 成			3				1		4
	出来高			1						1
	中 間			3						3
計	完 成	4	3	39		1	20	34	21	122
	出来高			1						1
	中 間			5				2		7
									合計	130

第8章 人事・福利厚生

職員課

第1節 職員の定数

1 職員の定数と現員		令和2年4月1日現在	
部 局 別	定数 (人)	現員 (人)	
市長の事務部局の職員	1,287	1,184	
議会の事務部局の職員	17	13	
選挙管理委員会の事務部局の職員	8	6	
監査委員の事務部局の職員	9	8	
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	340	275	
農業委員会の事務部局の職員	9	7	
市民病院の職員	638	638	
消防職員	消 防 吏 員	265	254
	一 般 職 員	3	2
計	2,576	2,387	

※休職者及び育児休業をしている者並びに消防吏員のうち初任の教育中の者及び国に派遣中の者は、定数外扱いとしている。

第2節 職員研修

1 研修の動向

職員研修は、分権時代を担う自律的な人材を育成することを目的とし、職員が持つ創造性や自主性等を十分に生かしつつ、管理職員のマネジメント能力及び政策立案能力の向上を図ることを重点に実施してきた。

「平塚市職員育成基本方針」に基づき、「市民と共に考え、何事にもチャレンジする職員」の育成を目指し、これまで以上に職員の持つ創造的かつ個性的な能力を引き出し、「自分磨きは自分で」を基本姿勢として、集合研修、職場研修、派遣研修及び自己啓発研修の4つのカテゴリーに位置付け、研修を実施した。

集合研修では、階層別研修の中で採用時から5年目までを基本研修として早期即戦力を目指し、その後は昇格後に各階層に応じたスキルアップ研修を実施した。

管理職研修では、課長と担当長が共通の考えで職場のマネジメントを行えるように、合同で研修を実施した。また、管理・監督者に昇格する前に管理職予定者研修を行うなど、マネジメント力の強化に重点を置いた。

能力開発研修では、公募を基本に職務遂行能力向上のための研修を実施した。さらに、広範な知識を持って効率的に仕事を遂行していくため、自分の担当する仕事以外の他課の仕事を学ぶための「行政基本講座」の講座を実施し、職員の学ぶ場の拡充を図った。

特別研修では、仕事と家庭を両立し、女性の活躍を後押しするための研修と、課長職を対象とした働き方改革推進研修を実施した。

派遣研修では、各行政分野における事務事業の専門化に対応するため、各種研修専門機関等への派遣を通じて業務遂行能力等の強化を図った。

自己啓発支援では、職員の能力開発の基本と考え、学ぶ時間と場所を自由に選択しやすいeラーニング講座を行った。

2 研修実施結果

(1) 集合研修

ア 基本研修

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
新採用職員研修	平成31年4月1日付け及び平成30年10月1日付け採用職員	15	44	ビジネスマナー、市の概要、普通救命講習、福祉体験など（4月、10日間） メンタルヘルス、各部の業務など（6月、2日間） 課題研究、討議及び発表（9月、2日間） 地方自治法、地方公務員法（12月、1日間）
	令和元年10月1日付け採用職員	5	9	市の概要、サービスなど
採用2年目職員研修	採用後2年目の職員	2	61	民法、タイムマネジメント
採用3年目職員研修	採用後3年目の職員		45	行政法、説明力強化
採用4年目職員研修	採用後4年目の職員		33	政策法務、企画力・業務改善
採用5年目職員研修	採用後5年目の職員		50	キャリアデザイン、行革・総合計画

イ 昇格後研修

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
主任研修	令和元年度に昇格した職員	1	35	政策立案・形成
主査4級研修			46	ミドル・リーダーシップ
主査5級研修			55	プレマネジメント
主管及び担当長（6級）			40	財政・行革・議会・女性活躍推進・障害者差別解消法

ウ 管理職研修

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
新任課長研修	令和元年度に昇格した職員	2	19	課長職の目標によるマネジメント、職場の活性化
新任担当長			31	職場の活性化と人材育成
6級及び管理職任用候補者研修	令和2年度に昇格予定の職員	1	27	議会、職場のマネジメント
管理者セミナー	部長級及び課長級の職員	1	89	職場のマネジメント

エ 能力開発研修

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
整理力向上・セルフマネジメント	採用5年目以上の希望者	1	16	効率的な業務遂行と目標設定による業務の質の向上
引継ぎ・業務マニュアル作成	採用2年目から課長代理までの希望者	1	42	組織での業務遂行のための

オ 行政基本講座

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
契約の基礎知識	採用1年目から課長代理までの希望者	1	52	契約に関する基本的な知識
会計の基礎知識		1	50	会計に関する基本的な知識
税金の基礎知識		1	30	市の税金に関する基本的な知識
福祉の基礎知識		1	23	福祉に関する基本的な知識
財政と行財政改革の基礎知識		1	36	市の財政状況と行財政改革に関する基本的な知識
法令のキホン		1	16	法令に関する基本的な知識
はじめての法制執務	採用4年目から課長代理までの希望者	1	13	条例等の制定・改廃等に関する知識

カ 特別研修

研修講座名	主な対象者	日数	人数	主な実施内容
大磯町、二宮町合同研修	採用2年目から採用10年目までの希望者	1	4	メンタルヘルス
茅ヶ崎市合同研修	採用2年目の希望者	1	19	ビジネスシミュレーション研修
	希望者	1	15	東京パラリンピックとノーマライゼーション(セミナー形式)
人事評価制度(評価者)	新たに評価者となった職員	1	41	評価者の役割と具体的な評価の方法
人事評価制度(被評価者)	平成31年4月1日付け及び令和元年10月1日付け採用職員並びに未受講者	1	53	人事評価制度と被評価者の役割
女性職員ステップアップ研修	主査4級女性職員	1	21	女性職員が活躍できる職場づくり
女性が活躍する職場づくり研修	課長級職員	1	26	女性職員が活躍できる管理職としての職場づくり
働き方改革(管理職の役割)	課長級職員	1	76	働き方改革における管理職の役割と、取り組むべきこと
OJT指導者研修	新採用職員のOJT指導を主として行う職員	1	37	OJT指導をするための基本的な手法
ハラスメント防止	担当長以上の職員	1	73	ハラスメントを防止するためのコンプライアンス意識

(2) 派遣研修

自治大学校（3人）、市町村職員中央研修所（8人）、市町村研修センター（188人）、日本経営協会（3人）、全国建設研修センター（5人）、国土交通大学校（2人）、県土整備局（5人）、国土交通省（1人）、神奈川県（2人）、後期高齢者医療広域連合（2人）、岩手県花巻市（1人）、その他の機関（30人）

(3) 自己啓発研修

eラーニング受講者（15人）

第3節 福利厚生

職員及び家族の生活の安定や健康、福祉の向上を図ることを目的とした福利厚生事業を行った。

1 健康管理

職員及び家族の医療は、神奈川県市町村職員共済組合等の医療保険にて行われている。

職員の健康管理については、定期的に次のような集団健診等を行い、早期発見、早期治療及び疾病の予防に努めている。また、メンタルヘルス疾患に対応するため「心の健康診断（セルフチェック）」を実施し、個人の発症・再発予防や、職場環境の改善に努めている。

健康診断等受検状況		令和元年度
種別	項目等	受検者数（人）
定期健康診断	診察、保健相談、身体測定、視力測定、聴力測定、尿検査、血圧測定、心電図、血液検査（肝・腎機能、貧血、脂質等）、胸部レントゲン検査、大腸がん検査（便潜血）	3,105
雇入時健康診断	新規採用職員対象（定期健康診断項目から大腸がん検査を除いて実施）	155
特別健康診断	有機溶剤業務・VDT作業・深夜業務・高気圧業務・放射線業務従事者等	579
消化器健康診断	胃部X線間接撮影（教育委員会の希望者のみ）	20
人間ドック	1日コース・1泊2日コース（35歳以上の希望者）	1,047
B型肝炎予防接種	B型肝炎ワクチン筋肉注射（特定職員）	185
破傷風予防接種	破傷風トキソイド筋肉注射（特定職員）	88
ストレスチェック	心の健康診断（セルフチェック）	2,230

※受検者数は、平塚市民病院職員を含む延べ人数

2 福利厚生事業委託

(1) 委託先

定数条例で定められている職員等で構成する平塚市職員共済会に委託

(2) 令和元年度の主な委託事業内容

ア 厚生事業

総合健康診断（人間ドック）助成

イ 文化・体育事業

サークル活動助成

第9章 情報政策

情報政策課

本市の情報化は、「平塚市情報化基本方針」に基づき、地域の活性化や市民の利便性向上をはかるために各施策を展開する地域情報化と行政サービスの向上や事務の効率化を図るための住民記録システムや税システムなどの基幹情報システムとグループウェアなど内部事務の効率化を図るための庁内行政情報システムを運用管理する庁内情報化により事務事業を推進している。

1 情報化の推進

(1) 平塚市情報化基本方針

平成28年度に「平塚市総合計画～ひらつかNexT～」として策定された総合計画の基本姿勢を実現するための情報化を推進する指針として平成29年3月に平塚市情報化基本方針を策定した。なお、この方針は次の3つの柱で構成されている。

【方針1】 魅力あるまちづくりに向けて情報通信技術を活用する。

【方針2】 情報システムに関するコストを抑制する。

【方針3】 情報セキュリティを維持・向上する。

(2) 情報化推進本部

本市の情報化施策の円滑な推進を図るため、平成15年10月1日に市長を本部長とする平塚市情報化推進本部を設置し、その下部に情報化に関する計画や施策等を審議するための機関として、情報化推進委員会を設置した。

(3) 情報セキュリティの推進

本市が持つ情報資産をさまざまな脅威から保護するために、基本方針並びに対策基準で構成される平塚市情報セキュリティポリシーを平成15年12月に策定し、情報セキュリティを推進してきた。そして、社会保障・税番号制度の開始や標的型攻撃メールなど新たな脅威に対応するため、平成27年11月に平塚市情報セキュリティポリシーを全面改正し、情報セキュリティ対策の強化を図った。なお、この改正において、情報セキュリティに係る重要事項を決定する機関として副市長を委員長とする情報セキュリティ委員会を設置し、その下部に情報セキュリティの推進に係る事項を審議するための機関として、情報セキュリティ部会を設置した。

平成28年度から全面改正した情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ内部監査を実施しており、令和元年度は21課の監査を実施した。

2 庁内情報化

(1) 基幹情報システム

住民記録システム、税システム、国民健康保険システム、介護保険システム、児童手当システムなどの基幹情報システムの運用は、昭和41年の電子計算機導入に始まり、情報技術の進展に伴い、大型汎用コンピュータにより運用をしてきた。平成18年度からは、コスト削減と分散化による業務効率化を図るため、汎用コンピュータからオープンシステムに切り替える事業を進め、平成22年3月に汎用コンピュータをすべて撤去した。

定期的なネットワークやシステムの監視を行うなど適切なセキュリティ対策を実施し、引き続きシステムの円滑な運用と適切な保守を行っていく。

(2) 庁内行政情報システム

平成 11 年度に財務会計システムを導入し、以来、グループウェア（電子メールやスケジュール管理などグループでの情報共有システム）、文書管理システム、庁内GIS、庶務事務システムなどの庁内行政情報システムの整備・運用を行ってきた。また平成 14 年度からは、順次職員へのパソコン配備を進め「一人 1 台体制」の整備と市庁舎及び市関係施設を繋ぐ庁内LAN（イントラネット）の構築を行った。

3 地域情報化

(1) ほっとメールひらつか

防犯情報や行方不明者情報、火災情報、地震風水害情報、警戒情報、子育て情報、光化学スモッグ情報などを、登録された携帯電話やパソコンなどのメールアドレスへ配信している。

(2) 公衆無線LAN（Wi-Fi）

市民生活の利便性向上、経済活動の活性化及び災害発生時における比較的安定した通信手段の提供を目的として、平成 30 年度は、市庁舎本館、平塚競技場、平塚総合体育館、平塚球場、ひらつかアリーナ、ビーチセンター及び高麗山公園レストハウスの 7 拠点に、令和元年度は、中央図書館、博物館、美術館及び市民病院の 4 拠点に、公衆無線LAN（Wi-Fi）を整備しサービスを提供している。

(3) 公開型地理情報システム

平成 21 年 4 月から公開型地理情報システムによる認定路線網図の配信を開始した。このシステムは、市民や事業者が市役所に来庁せずとも、パソコンやスマートフォンなどを利用して、いつでも、手軽に地理情報を入手できるようにするため、地図とそれに関連する地理情報をデータ化し、インターネット上に、視覚的に公開するものである。

令和元年度は、自治会マップ、市民窓口センター及び公共基準点の 3 種類の情報を追加し、令和元年度末現在、公開した地理情報は、55 種類に拡充した。

(4) オープンデータ

平成 27 年 12 月 1 日に地域経済の活性化、行政の透明性・信頼性の向上、官民協働による公共サービスの実現に向けて、平塚市オープンデータの推進に関するガイドラインを策定し、データの整備を進めた。平成 27 年度には市ホームページにオープンデータライブラリを開設し避難所データ及び AED 設置場所データを公開し、以降、順次、公開データの充実を図っている。令和元年度は窓口混雑情報及び公共基準点データを追加し、令和元年度末現在、公開したデータは、26 種類に拡充した。

(5) 公共施設予約システム

平成 6 年 2 月から「公共施設予約システム」を稼働している。このシステムは、スポーツ施設や文化施設の情報をコンピュータで集約し、利用申請手続きを統一して、一元的に行うことができるものである。午前 6 時から午後 11 時まで、インターネットで施設の抽選申し込みや抽選結果確認、空き施設の照会、空き施設の予約が可能となっている。

第10章 情報公開・個人情報保護

市民情報・相談課

第1節 情報公開

市民参加による公正で開かれた市政の実現を目指すため、平成5年7月1日に施行した平塚市公文書公開条例を廃止し、新たに平成15年7月1日に平塚市情報公開条例を施行した。

本市における情報公開制度は、主として、行政文書の公開制度により構成しているが、これを補完する情報提供についても拡充に努めている。

令和元年度における運用状況は次のとおりである。

1 行政文書公開請求・申出の状況

行政文書公開請求件数	任意的公開申出件数	合計
63件	36件	99件

2 行政文書公開請求・申出の実施機関別内訳

実施機関名	件数
市長	71 (16)
教育委員会	25 (18)
選挙管理委員会	0 (0)
公平委員会	0 (0)
監査委員	0 (0)
農業委員会	0 (0)
固定資産評価審査委員会	0 (0)
病院事業管理者	3 (2)
議会	0 (0)
合計	99 (36)

() 内は申出件数。

3 行政文書公開請求・申出の処理内訳

区分	行政文書公開請求件数	任意的公開申出件数	合計件数
公開	16	25	41
一部公開	38	8	46
拒否	3	1	4
審査中	2	2	4
取下げ	4	0	4
合計	63	36	99

4 審査請求の処理状況

	件数
審査請求件数	2
(平塚市情報公開審査会に諮問)	3
審議件数	5
(諮問前に取下げ)	0
(諮問後に取下げ)	1
(答申件数)	4
(次年度へ継続審議)	0

5 附属機関等の会議公開状況

	附属機関	懇話会等	その他の会議	合計
附属機関等の数	70	13	4	87
会議開催数	170	21	19	210
(公開)	71	5	19	95
(一部公開)	17	0	0	17
(非公開)	82	16	0	98
傍聴者があった会議数	12	1	2	15
傍聴者数	19	1	5	25

* 介護認定審査会については、非公開の会議であり、ほぼ毎日開催しているため開催数に含めていない。

* 公民館運営審議会については、公民館を対象とした会議であり、公民館報などで周知を行っているため、開催数に含めていない。

第2節 個人情報保護

市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、平成7年7月1日に平塚市個人情報保護条例（以下「条例」。）を施行した。

本市では、本市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を条例で明らかにするとともに、個人情報の保護と適正な運用を図っている。

令和元年度における運用状況は次のとおりである。

1 利用状況（簡易開示は除く）

請求区分	請求件数
開 示	36件
訂 正	0件
利用停止	2件
合 計	38件

2 開示請求等処理内訳（簡易開示は除く）

請求区分	開 示	訂 正	利用停止	合計件数
開示・承諾	21	0	0	21
一部開示	7	0	0	7
拒 否	2	0	2	4
審 査 中	5	0	0	5
取 下 げ 等	1	0	0	1
合 計	36	0	2	38

3 審査請求の処理状況

	件 数
審査請求件数	0
（平塚市個人情報保護審査会への諮問）	1
審議件数	1
（答申件数）	1
（次年度へ継続審議）	0

4 平塚市個人情報保護運営審議会への諮問状況

	件 数
諮問件数	35
審議件数	35
（承認）	23
（不承認）	11
（取り下げ）	1

5 個人情報取扱事務登録状況

	年度当初 登録数	年度末 登録数
市長	771	830
教育委員会	143	142
選挙管理委員会	20	20
公平委員会	2	2
監査委員	2	2
農業委員会	15	15
固定資産評価審査委員会	2	2
病院事業管理者	30	30
議会	9	9
合 計	994	1,052

6 簡易開示の状況

簡易開示請求があった試験	簡易開示件数
11	15

7 平塚市個人情報保護条例第50条第2項の規定（電子計算機による外部委託等）に基づく平塚市個人情報保護運営審議会への報告件数

203件

8 個人情報の漏えい事故等の件数

2件